

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年8月9日(2023.8.9)

【公開番号】特開2023-83327(P2023-83327A)
 【公開日】令和5年6月15日(2023.6.15)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-111
 【出願番号】特願2023-60771(P2023-60771)
 【国際特許分類】
 A 6 1 F 2 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)
 【 F I 】
 A 6 1 F 2 / 0 1

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年8月1日(2023.8.1)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

第一の端部及び第二の端部を有する長尺要素、ならびに、
 取り付けセクション、前記取り付けセクションに対して遠位にある捕捉セクション及び前記取り付けセクションと前記捕捉セクションとの間の中間セクションを有するフレームを含む、塞栓フィルタアセンブリ、
 を含み、前記塞栓フィルタアセンブリの取り付けセクションは、前記第一の端部及び前記第二の端部のうちの1つで前記長尺要素に結合されており、前記中間セクションは、前記フレームの捕捉セクションと前記フレームの取り付けセクションとの間で相対的な関節運動を可能にするように適合されており、前記取り付けセクション、前記捕捉セクション及び前記中間セクションは同じ材料から形成されており、

30

前記フレームの前記取り付けセクションは第一の長手方向軸を画定し、前記捕捉セクションは前記第一の長手方向軸と異なる第二の長手方向軸を画定する、 メディカルデバイス
 。

【請求項2】

前記中間セクションは、前記第一の長手方向軸が前記第二の長手方向軸に対して最大270度偏向できるように曲がるように適合されている、 請求項1記載のメディカルデバイス。

【請求項3】

前記中間セクションは、前記第一の長手方向軸が前記第二の長手方向軸に対して最大180度偏向できるように曲がるように適合されている、 請求項1記載のメディカルデバイス。

40

【請求項4】

前記中間セクションは、前記第一の長手方向軸が前記第二の長手方向軸に対して最大90度偏向できるように曲がるように適合されている、 請求項1記載のメディカルデバイス
 。

【請求項5】

前記フレームは、第一の端部及び第二の端部と、前記第一の端部から前記第二の端部まで前記フレームを通して延在する管腔とを有する、 請求項1～4のいずれか1項記載のメディカルデバイス。

50

【請求項 6】

前記塞栓フィルタアセンブリは、前記フレームに沿って配置されたフィルタ材料をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項記載の医療デバイス。

【請求項 7】

前記フィルタ材料は、前記フレームの前記中間セクションに沿って配置されている、請求項 6 記載の医療デバイス。

【請求項 8】

前記フィルタ材料は 100 マイクロメートル (μm) を超える塞栓性破片に対して不透過性である、請求項 6 または 7 記載の医療デバイス。

【請求項 9】

前記フィルタ材料は、前記中間セクションの伸長を前記中間セクションの降伏点未満に制限するように構成されている、請求項 6 ~ 8 のいずれか 1 項記載の医療デバイス

10

【請求項 10】

前記フィルタ材料は、前記フレームの中間部分の 1 つ以上の曲げ及び伸長に対応するように延伸するように構成されており、前記フィルタ材料の降伏強度は前記中間部分の降伏強度を超えている、請求項 6 ~ 9 のいずれか 1 項記載の医療デバイス。

【請求項 11】

前記フィルタ材料はポリマー材料を含む、請求項 6 ~ 10 のいずれか 1 項記載の医療デバイス。

20

【請求項 12】

前記ポリマー材料は e P T F E を含む、請求項 11 記載の医療デバイス。

【請求項 13】

前記捕捉セクション、前記取り付けセクション及び前記長尺要素のうちの 1 つ以上は前記中間セクションで関節運動するように動作可能である、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項記載の医療デバイス。

30

40

50